



一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名 株式会社 赤碕清掃
代表取締役 小椋 康広
電話 0858 - 49 - 2033

令和6年6月25日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年7月2日

琴浦町長 福本 まり子



記

- 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 許可の期間 令和6年8月1日 ～ 令和8年7月31日
- 許可区域 琴浦町全域
- 処分地
(搬入先) 鳥取中部ふるさと広域連合「中部クリーンセンター」
鳥取中部ふるさと広域連合「ほうきりサイクルセンター」
株式会社 鳥取再資源化研究所
株式会社 赤碕トランスネット

5 その他

収集運搬車両

鳥取800さ8617	鳥取800は1060	鳥取800は608	鳥取800さ9291
鳥取800さ8477	鳥取400す2707	鳥取480こ762	鳥取100さ9556
鳥取480せ2439	鳥取100す1445		

- 市町村間のごみを混載しないこと。
- 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- 廃棄物が飛散、又は流出しないようにするため、作業手順を遵守すること。
- 関係法令を遵守すること。
- 毎月の収集運搬状況報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は許可を取り消す。